

はじめに

労働関係の法改正が頻繁に行われ、かつ、その内容が複雑化することにより、労働関係法令関係、とりわけ人事・労務、安全衛生等労働基準関係に関わる主要な内容及び手続を正確に理解することが難しくなっています。このため、本書は、人事・労務、安全衛生分野に携わる方々が、各種の届出や手続を正確に行うことができるよう、労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法等に基づく主要な届出・報告・申請等について、法律・規則の概要、様式記載例、運用上の留意点などを1冊にまとめました。また、巻末資料として最近の法改正の概要、実務上問題となる事項や誤りやすい取扱いに関するQ&A、中小事業主向け助成金制度などを掲載しています。

人事・労務、安全衛生等をご担当される方々をはじめ多くの皆様に広くご活用いただければ幸いです。

本書の利用に当たって

1 様式について

OCR帳票及び法令様式（任意様式を含む）の多くは、厚生労働省のHPからダウンロードして、プリンターで印刷して使用できます。

主要様式： 厚生労働省、労働基準、法令様式で検索

2 提出部数と事業場控

申請書類は添付書類を含み各2部提出しなければなりません。労働保険徴収法及び雇用保険法に基づく届出・申請様式の一部は複写になっており届出先が明示されているものがあります。一方、それ以外の報告については提出部数の定めはありません。このため、本書では申請書以外の様式の提出部数は記載していません。ただし、報告・届出等書類は事業主控分も持参し、受理印が押印してある書類を保管しておいた方が良いでしょう。

3 報告・申請・届出者の署名・押印

法令に基づく報告・申請・届出における使用者、事業主、代表者職氏名（以下「使用者等」という）の欄は、記名押印（職印を押印）することに代えて、自筆により署名することができます。

4 略称を用いた法令等

略称を用いた法令等は次のとおりです。また、各法の施行令、施行規則については、

(例) 労働安全衛生法施行令の場合 安衛令
労働安全衛生規則の場合 安衛則 と表記しています

正式名称	略称
労働基準法施行規則	労基則
労働者災害補償保険法	労災保険法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	労働保険徴収法
有機溶剤中毒予防規則	有機則
鉛中毒予防規則	鉛則
特定化学物質障害予防規則	特化則
電離放射線障害防止規則	電離則
石綿障害予防規則	石綿則
東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された 土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障 害防止規則	除染電離則